

## 第6章

# 市民がふれあい 共につくる都市づくり



# 1. 市民と共に進めるまちづくり

## 現況と課題

地方分権型のまちづくりが求められるなかで、これまでのように様々な市民要望に行政が応える行政運営だけでなく、市民自らが、施策の優先度を判断しその結果に責任をもつ「自己責任と自己決定」の原則に立ち、自らのまちづくりに参画する時代へと変わりつつあります。このような行政と市民との共同関係を構築するためには、市民と行政相互の迅速で的確な情報交流が不可欠となっています。

小矢部市は、「広報おやべ」(月1回)や「小矢部市議会だより」(年4回)の発行、各課からの担当事業に関する広報物の配布のほか、テレホンサービスやインターネットのホームページを活用した情報提供にも取り組んでいます。

広聴については、市民総参加のまちづくりに向けて、「市長と市民の対話集会」や「市長への手紙」、「自治会連合会との懇談会」、「女性議会」、インターネットのホームページによる要望・意見の収集など、市民各層を対象とした広聴事業を実施しています。また、市議会本会議や全員協議会の庁内テレビ中継、委員会での傍聴席の確保など、より透明性の高い市政

及び議会運営の実現に努めています。

今後、情報・通信技術の進歩によって、より身近で使いやすい情報提供手段が確立されることが予測されることから、これらの技術を活用した広報・広聴の充実を図る必要があります。特に、政策への理解を高める情報内容の充実を進める一方、わかりやすい広報・広聴のしくみづくりに努める必要があります。

本市は、平成10年度に文書管理規程の見直しを行い、平成12年度からは情報公開制度を実施する一方、インターネット上で議会の会議録も含めた情報提供に努めています。今後、行政の透明性に向けて、職員の意識改革などにも取り組みながら、情報へのアクセスを容易にするソフト・ハード両面の整備を進め、情報公開の一層の推進を図ります。

市民のまちづくり活動としては、福祉などのボランティア活動や桜町遺跡を素材とする市民グループ、「源平火牛まつり」などのイベント活動が積極的に行われており、今後、市民のまちづくりに対する関心や意識を高めながら、市民の主体的なまちづくりへの取り組みを推進する必要があります。

## 施策の体系

市民と共に進めるまちづくり

広報・広聴の充実

情報公開の推進

市民主体のまちづくり

## 主要施策

### (1) 広報・広聴の充実

わかりやすく、親しみやすい広報紙づくりや、暮らしに役立つ情報誌の作成などを進めるとともに、インターネットなどを活用した市民と行政との双方向\*の情報交換を図ります。また、出前型の市政講座や議会の傍聴などを通じ、市民の市政への関心の高揚に努めます。

- 親しまれる『広報おやべ』『議会だより』の充実
- 市民に利用しやすい生活ハンドブックの作成
- 外国人に対する行政情報の提供・充実
- 市民に対する広域情報の提供・充実
- 地域情報化による情報交流の推進
- ミニ市政講座の開設
- こども議会の開催及び女性議会の充実



対話集会

### (2) 情報公開の推進

情報を広く公開し、各種行政情報を行政と市民が共有することは、市民と共にまちづくりを進める上で欠くことができないものです。そのため、各種行政資料の整備を進めるとともに、個人情報の保護に配慮しながら閲覧しやすい資料・データ管理方法の開発に取り組み、情報の開示性を高めます。また、バランスシート\*や事務・事業評価システム\*などを活用しながら、市政の状況についての理解や関心を高めます。

- 行政資料の一元的管理と整備の促進
- 行政・議会情報のデータベース化
- 個人情報保護条例の制定
- バランスシートや事務・事業評価システム\*による行財政状況の公表
- 外部監査\*の導入

### (3) 市民主体のまちづくり

市政の様々な場面で、市民の参加機会の拡充に努めるとともに、市民のまちづくりへの主体的、組織的な取り組みを促進します。

- 『まちづくり』に対する市民参画機会の拡充
- 市民ボランティア・NPO活動\*への支援



メルヘン市民委員会



## 2. 人権の尊重

### 現況と課題

近年、あらゆる分野での国際化が急速に進展するなかで、人種、民族、宗教をめぐる問題や環境問題など重要課題に対し地球規模の対応が求められています。平成6年の第49回国連総会は、人権という普遍的文化を世界中に創造することを目指し、「人権教育のための国連10年」の決議を採択しました。これを受けて、国は平成9年度に「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定しています。また、平成12年度からは新たに成年後見制度や地域福祉権利擁護事業が実施されています。

小矢部市は、人権尊重を普遍的な課題ととらえ、学校教育や社会教育での人権教育を通じて、性別や国籍、疾病による差別、高齢者・児童虐待などさまざまな差別の撤廃に向けた意識啓発に取り組んできています。しかしながら、本市においても、性差別や児童虐待、ドメスティックバイオレンス(身近な男性による暴力)などにつながる相談ケースもみられることから、人権尊重に向けた意識啓発や人権擁護対策の強化に取り組んでいく必要があります。

### 施策の体系

人権の尊重

人権尊重の啓発

人権擁護対策の強化

## 主要施策

### (1) 人権尊重の啓発

学校教育や社会教育との連携を図りながら人権教育を進めるとともに、人権に関する啓発や情報提供に取り組み、あらゆる差別の撤廃に向けた市民の意識の高揚を図ります。

- 学校教育や社会教育での人権教育の推進
- 人権擁護機関との連携による人権啓発の強化
- 人権問題に関する情報提供の充実

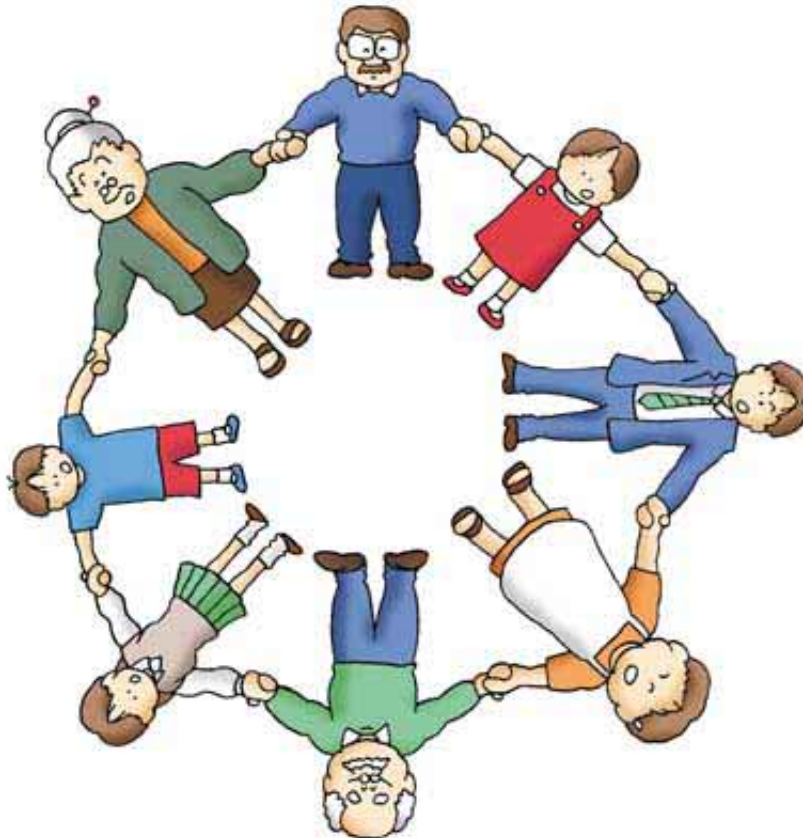


世界人権デーPR

### (2) 人権擁護対策の強化

教育・福祉施策など関連諸施策との連動を図りながら、相談をはじめとした権利擁護への取り組みを強化すると同時に、地域福祉権利擁護事業など新たな制度の有効活用を促します。

- 関係機関との連携による相談体制の充実
- 児童や障害者、高齢者などの権利擁護の促進
- 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知





### 3. 男女共同参画社会の推進

#### 現況と課題

女性の高学歴化や晩婚化、男女の役割意識の変化などにより、様々な分野で女性が活躍しています。

小矢部市は、審議会や委員会への女性の登用、女性議会の開催や女性団体の活動への支援などを行っています。これからのまちづくりにおいて、男女が協力してその役割を果たしていくために、これらの事業を引き続き充実し、平成11年6月に制定された男女共

同参画社会基本法の趣旨に則り、家庭や学校、地域、職場での男女共同参画に向けた機運づくりに取り組んでいかなければなりません。

このようなことから、本市においても市民参画により男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、計画的に施策に取り組む必要があります。



#### 施策の体系

男女共同参画社会の推進

啓発の推進

推進体制づくり

## 主要施策

### (1)啓発の推進

学校教育や社会教育など様々な機会を通じて、男女平等意識やジェンダーフリー\*の普及・啓発を図るほか、企業などへの男女雇用機会均等などの啓発に努めます。

学校における男女平等教育の促進

家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

### (2)推進体制づくり

男女共同参画プランの推進や各種委員会等への女性参画の拡大などを通じて、男女共同参画のまちづくりに向けた体制づくりを進めます。

男女共同参画プランの策定・推進

各種委員会・審議会等への女性参加の拡大

男女共同参画推進の人づくり

女性団体連絡協議会等の充実支援





## 4. 人がふれあうまちづくり

### 現況と課題

地域コミュニティは、市民の自治意識に基づき、市民の日常生活や地域福祉を支える基本的な枠組みとして重要な役割を果たしてきています。

市内には、16地区にコミュニティづくり推進協議会が組織され、コミュニティの形成に取り組むとともに、地域と行政との窓口として活動しています。また、近年は、町内会単位の活動や石動地区内の小地区での組織化など小地域による取り組みが進んでいます。

コミュニティの活動拠点である公民館は、昭和54年度以来、15地区の地区公民館整備を進めてきました。子育て、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉など、これからのまちづくりの中で地域コミュニティの果たす役割は大きく、コミュニティセンターである公民館の多様な利用が期待されます。特に、中心部である石動、津沢地区においては、多くの市民が利用することとなり、既存施設の活用を含めた拠点施設の整備が必要となっています。

一方、地域間交流は、産業や教育・スポーツ、歴史・文化、各種市民活動など、様々な分野で行われています。最近では、「小原越」や「倶利伽羅いにしえ街道」をテーマにした県境をまたぐ交流や「桜町遺跡」をテーマとした交流なども進んでいます。まちづくりの観点から、

これらの各種交流事業の内容の充実などを図るとともに、新たな資源を取り込みながら地域間交流の推進と小矢部市のPRを図る必要があります。

国際化・国際交流では、平成6年5月にオープンした「クロスランドおやべ」の「ダ・ピンチ・テクノミュージアム」の整備を契機とするイタリア共和国(フィレンツェ市・ピンチ市)との交流において、文化交流、スポーツ交流が広がり、市民の翼事業などを通じた相互交流を展開しています。また、国際交流員や外国語指導助手を配置し、保育所や小学校の訪問、語学教育に取り組むなど、国際感覚豊かな人材の育成に努めています。

近年、企業での外国人の受け入れに伴い、外国人が多く在住していることから、本市の状況などを「外国人向けニュースレター」等により情報提供していますが、今後、国際化に配慮したまちづくりを一層推進する必要があります。



ピンチ市長来市

### 施策の体系

人がふれあうまちづくり

コミュニティづくりの推進

地域福祉活動の促進

地域間交流の推進

国際化・国際交流の推進



## 主要施策

### (1) コミュニティづくりの推進

子育て、生涯学習、健康づくり、高齢者福祉など、まちづくりの多くの面において、地域コミュニティの果たす役割が大きくなっています。

そのため、コミュニティ活動の場を計画的に整備するとともに、その有効活用や管理・運営の体制の充実を促進します。特に、津沢地区に新たなコミュニティセンターを整備し地区の拠点づくりを図ります。また、地域における世代間交流や祭りや郷土芸能を生かしたコミュニティ活動を支援するためのしくみづくりを進め、市民の創意にあふれた取り組みを促進します。

既存施設の活用を含めたコミュニティ拠点の整備推進

津沢地区コミュニティセンターの建設      コミュニティづくり推進協議会の充実と活動支援

コミュニティ・リーダーの育成      コミュニティ活動の人材バンクの整備

双方向性を重視した地域情報化による地域に密着した情報交換の推進

個性豊かな地域づくり活動の促進      地域における世代間交流の促進

祭りや郷土芸能によるコミュニティ意識の高揚



野端和太鼓

### (2) 地域福祉活動の促進

地域コミュニティにおいて、高齢者や障害者など在宅生活を支える助け合い活動を促進するとともに、組織づくりや活動拠点の確保を図り、地域での福祉力向上に努めます。

小地域での福祉活動の拠点整備と管理・運営主体の育成

地域での子育て支援体制や高齢者・障害者の助け合い組織・体制づくり

### (3) 地域間交流の推進

既存の交流活動を活発化するとともに、市民参加の拡大を図りながら、歴史・文化などを新たなテーマとした交流を進め、地域間のネットワークを広め、本市の魅力を発信していきます。

沼田町との交流推進      金沢市・津幡町との県境をまたぐ交流の推進

「縄文」をテーマにした自治体及び市民相互の交流の推進

市民の交流機会の拡充や主体的な交流活動の促進

行政課題をテーマにした交流の促進

### (4) 国際化・国際交流の推進

国際化が一層進展する中で、市民の国際化の意識づくりが必要となっていることから、学校などでの国際理解教育を推進するとともに外国人が来訪しやすい条件整備に努めます。

また、国際交流を進めるための体制づくりを推進する一方、海外での研修機会やボランティア活動の機会の拡充を図ります。

国際交流相談窓口の充実      姉妹都市提携を視野に入れた友好交流の推進

ホストファミリーや国際交流ボランティアの育成・確保      看板などの外国語標記の推進

国際交流キャンプや国際交流フェスティバルなどの国際交流事業の拡充

市民の主体的な国際交流の支援

市民や市職員の海外でのボランティア活動の促進

国際交流員や外国語指導助手の設置による語学指導及び国際理解教育の推進

学校や生涯学習などでの国際理解学習や外国語学習の機会の拡充



## 5. 地域情報化の推進

### 現況と課題

情報通信技術のめざましい進歩により、コンピュータや携帯電話などの普及と性能向上が進むとともに、それらを利用したインターネットやイントラネット\*、LAN\*などの情報通信ネットワークの構築や、情報提供サービスが急速に普及・拡大してきています。あわせて、情報伝達手段は、文字や図・表、写真、動画、音楽など、いろいろな種類の表現を組み合わせることのできるマルチメディア化が普及しています。

このような状況の中で、小矢部市は行政情報の提供にインターネットを活用するほか、小中学校間を連結したLAN\*構築を図り、児童生徒間、学校間で交流を行っています。また、消防庁舎の新築に伴い、新たな情報システムを導入するなど、市民の利便

性と安全性確保に役立っています。

しかし、IT革命時代が到来するなか、情報通信に関するソフト、ハードの環境は急速に変化すると同時に、市民生活への情報活用が予想を超えた速度で進んでいることから、今後、本市のまちづくりの中での情報化の位置づけや、基盤整備に向けた計画的な取り組みが求められています。

このことから、市民生活を豊かにする情報社会の構築に向けて、情報インフラ\*の整備や情報ネットワークの構築などを推進する必要があります。



小矢部市ホームページ

### 施策の体系

地域情報化の推進

情報ネットワークの構築

情報インフラの整備

## 主要施策

### (1) 情報ネットワークの構築

小矢部市地域情報化基本計画に基づき、保健・医療・福祉や防災、教育など、市民生活に直結する分野の情報化を総合的、計画的に進め、情報行政の構築に取り組みます。

- 地域情報化基本計画の推進
- 地域情報に関するテレピア計画\*の推進
- 保健・医療・福祉分野等、情報通信の整備による行政サービスの向上
- 防災情報システムの充実
- 公共施設間の情報ネットワーク化の推進
- 学校教育、生涯学習等における情報教育の充実



### (2) 情報インフラ\*の整備

情報通信技術やサービスを積極的に活用し、市民との情報の提供や收受など、多様な情報関連施策を推進するため、広域的な連携を視野に入れながら、CATV\*整備事業を推進し、情報インフラ\*の整備に取り組みます。

- CATV\*整備事業の推進





## 6. 行財政運営の効率化

### 現況と課題

行財政改革を引き続き推進し、効率的かつ健全な行財政の運営を目指すことは、極めて重要な課題です。

行政事務の複雑化や多様化に伴い、わかりやすく、利便性の高いサービスが期待されています。今後、OA化も含めた情報通信技術の効率的な活用や、職員の資質向上を図りながら市民サービスの向上をめざすとともに、事務処理の改善に努める必要があります。

本市の行政組織は3部と15課並びに教育委員会等の委員会などから構成されています。組織機構については、スタッフ制の導入など、必要に応じて柔軟に行っているほか、各課にかかわる事業・計画については、庁内のプロジェクトを組織するなどの課の枠を越えた対応を行っています。これまで、行政組織は国や県の所管事務との関連で縦割りの性格が強くなる傾向がありましたが、行政ニーズの複雑化・高度化や地方分権への対応を可能にする柔軟で弾力的な運用により行政組織の活性化を図る必要があります。

人事管理については、職員の適正配置や定員適

正化計画に沿った定員管理を行っているほか、研修計画に従って政策形成能力の向上に努めているところです。今後、地方分権をはじめとした行政課題の複雑多様化に対応できる職員の資質向上をめざし、職員の意識高揚や人事管理の一層の充実を図る必要があります。

広域行政については、広域市町村圏や一部事務組合において、「公害」「し尿処理」「介護保険」「水害予防」「老人福祉」や「ゴミ」問題などに対応し、行政経費の効率的運用を図っています。今後も、行政ニーズの高度化への対応や地域の魅力づくりに向け、課題に応じた広域連携の方法を研究し、広域行政の推進に取り組む必要があります。

財政運営については、近年の市税や地方交付税の伸びが期待できない収入状況のなかで、一層の経費削減や事務・事業の効率化により、財政基盤の強化と財政の弾力的構造を維持する必要があります。

### 施策の体系

行財政運営の効率化

市民サービスの向上

事務改善の推進

行政機構の活性化

職員の意識高揚と人事管理の充実

広域行政の推進

効率的な行財政運営の推進

財政基盤の充実

## 主要施策

### (1) 市民サービスの向上

情報通信技術などを活用しながら、窓口業務や手続きの迅速化、利便化を図るほか、窓口案内機能や接遇の向上など、市民にわかりやすく、親しまれる市役所づくりに努めます。

手続きの簡素化や総合的な相談窓口の設置 住民票等の自動交付システムの導入  
 戸籍の電算化推進 休日・時間外窓口サービスの推進 ワンストップサービスの推進  
 窓口サービスでの予約制の導入 職員対応や施設環境の改善など市民に親しみやすい市役所づくり

### (2) 事務改善の推進

情報セキュリティ対策に配慮しながら、OA化をはじめとした情報通信技術の一層の活用を進めるとともに、職員の情報活用能力の向上に努め、事務効率の一層の向上をめざします。

情報・通信技術の活用と情報セキュリティ対策の強化  
 全庁的な情報システムの導入による情報共有化の推進  
 職員の情報処理技術の向上  
 住民基本台帳全国ネットワークシステム\*への対応



市役所電算室

### (3) 行政機構の活性化

複雑化した行政課題や事務量の変化に応じた組織機能や事務分掌の見直しを進めるとともに、部門間の調整機能や職員の企画・政策能力の向上を図ります。また、本計画を着実に実現するための組織体制づくりを行うなど、既存の組織機構を越えた横断的課題などへの対応力を高めます。

地方分権や行政課題に対応した組織機構等の見直し  
 公募型プロジェクトチームによる横断的な行政課題への対応  
 行政各部門間の調整・連携機能の強化 職員提案の定期的実施 スタッフ制\*の充実

### (4) 職員の意識高揚と人事管理の充実

今後のまちづくりの動向を見据えながら、中長期的な視点での職員の育成方針を定めるとともに、行政課題に応じた研修機会の拡充を図ります。また、計画的な職員採用を進めるほか、適性に応じた職員配置や職員の健康管理に努めます。

人材育成基本方針の策定 経営視点を有する人材育成  
 社会の変化に対応した職員研修の充実 職員の専門研修機会の拡充  
 行政課題に対応した多様な採用方法の実施 職員の健康管理の強化  
 行政需要を見据えた職員採用と適正配置

### (5) 広域行政の推進

広域市町村圏や一部事務組合での連携を強化するほか、高齢化など共通する行政課題への対応に向けて、新たな共同事務や広域連携事業への取り組みを検討します。また、地方分権への対応などを見据えながら、新たな広域行政のあり方を研究します。

一部事務組合の共同事務処理の充実 広域的な連携強化と協力関係の確立  
 市町村合併を視野に入れた広域行政の推進

### (6) 効率的な行財政運営の推進

事務事業の効果を判断するための事務・事業評価システム\*や経営的視点に立った財政状況を説明するバランスシート\*の導入などにより、費用対効果を踏まえた事業展開やコスト管理の徹底を図ります。また、重要度や緊急度に配慮した投資や民間活用などを図りながら、効率的な行財政運営に努めます。

行政改革大綱の推進 バランスシート\*の作成及び事務・事業評価システム\*の導入  
 事務・事業評価システム\*と連動した事務事業の見直し  
 長期計画による財源の重点的・効果的な運用 安全確実な資金管理 市債の有効な活用  
 官民の役割の明確化 アウトソーシング(外部委託)\*の推進 PFI\*の導入推進

### (7) 財政基盤の充実

地域産業の活性化などにより税収の確保に努めるほか、地方交付税の確保や有利な制度・事業の選択的な活用を図り、歳入安定化を進めます。また、税の収納率の向上を図る一方、公共サービスのあり方や公私役割などを検討しながら、市税や受益者負担などの見直しを行います。

地方交付税の確保や税財源の創出 国・県の制度・事業の効果的な活用  
 納税意識の高揚に向けた啓発の推進 市税や受益者負担の見直し 市税納付方法の見直し